

【 掲載記事 】

- p2 話題 ……小千谷税務署の復旧工事が終了しました。
- p3 施設整備紹介 ……佐潟鳥獣保護区観察舎が完成しました。
- p4 保全情報 ……北陸地方整備局管内の国家機関の建築物等の保全の現況について
- p6 Q&A ……「改正官公庁施設の建設等に関する法律」について質問します。
- p7 情報ヘッドライン…「公共建築月間」関連イベントの紹介ほか



新潟市立豊栄図書館（旧名：豊栄市立図書館）

- 事業者：旧豊栄市
- 所在地：新潟市豊栄東栄町1-1-35
- 構造規模：鉄筋コンクリート造
地上2階建て
- 竣工：平成12年3月
- 備考：第9回[2004]公共建築賞優秀賞受賞。以下講評。「本施設は、企画段階での行政と市民のパートナーシップや、設計段階での設計者・行政・市民の参画により完成した図書館です。完成後も市民の協力の下に運営されています。建物は、正方形と円がずれて重なった平面形状を

特徴として、小学校であったという敷地の歴史を留めるよう、既存の樹木を残して配置されています。内部の壁面のほとんどが書架で覆われ、利用者はあたかも本の森の中にいるように感じながら、ハイサイドライトなどから注ぐ柔らかな光の下で閲覧することができます。

巧みな設計や精度の高い施工によって、心地よい施設となっているのみならず、市（旧豊栄市）外からも多くの利用者が訪れるという、近隣を含めた地域への貢献が評価されました。」

国土交通省北陸地方整備局営繕部

国土交通省北陸地方整備局金沢営繕事務所



小千谷税務署の復旧工事が終了しました。



左側写真：写真1
復旧工事終了後 外観



右上写真：写真2
地震直後の外壁ひび割れ

右下写真：写真3
地震直後の事務室内

昨年の中越地震によって被害を受けた小千谷税務署の復旧工事が終了しました。

【小千谷税務署の被害状況について】

今回の中越地震で、北陸地方整備局が所管する官庁施設のうち、このように大掛かりな復旧工事をおこなった施設は小千谷税務署のみでした。小千谷税務署については以前に実施した耐震診断の結果、建物の耐震性が著しく低いことがわかっており、適切な耐震補強をする必要がありましたが、補強をする前に地震に遭ってしまいました。

地震翌日、北陸地方整備局職員が現地調査を行ったところ、写真2に示すように、外壁には亀裂が入る被害を受けていました。また、内部では写真3に示すように、事務室の書架は倒れ、トイレの壁には亀裂が入り仕上げ材が落ちそうな状態となっておりました。

調査の結果、建物の耐震性が低いこと、強い余震発生の可能性が指摘されていたこと、等により総合的に判断して建物の使用禁止の措置をとらせていただきました。

【復旧工事について】

使用禁止の措置後、税務署当局にて仮庁舎の整備がおこなわれました。同時期に北陸地方整備局では復旧の設計に着手し、平成17

年2月に復旧工事を発注しました。工事は復旧工事だけにとどまらず、耐震補強も合わせておこないました。壁に亀裂の入った部分については、壁を撤去して新たに壁をつくっています。また更なる補強として、写真1に示すとおり建物外周部に補強部材を取付けています。従前の耐震改修では、事務室の採光を多少犠牲にするかたちで壁を設けるものが多かったのですが、阪神淡路大震災以降においては新たな技術が開発されており、税務署当局とも協議を行い、なるべく採光をとることができるように、外ブレース及び外フレーム補強を採用しました。内装については被害の大きかったトイレ廻りを中心に利便性の向上を含めた改修をおこなっています。

【その他】

工事は税務署職員の皆様の協力により、8月、無事完成しました。完成後、中越地方で強い地震がありましたが、被害の報告はありませんでした。

今回は地震被害後の耐震補強となりましたが、北陸地方整備局営繕部では所管施設の耐震診断を完了し、重要度の高い施設、耐震性の著しく低い施設から補強計画を策定し、随時予算要求等の措置をとっているところです。



佐潟鳥獣保護区観察舎が完成しました。

9月、佐潟鳥獣保護区観察舎が完成しました。佐潟鳥獣保護区観察舎は環境省自然環境局の所管する施設で、佐潟に飛来する各種渡り鳥の観察を目的にした建物です。これまで使用してきた観察舎は、経年により老朽化が進み使用に耐えられなくなったため、建替えることになったものです。このたび、本格的な渡り鳥の飛来シーズンを前に完成しました。

佐潟は日本の湖沼の中でも数少ない砂丘湖（砂丘列間の窪地に水がたまったもの）で、毎年ハクチョウ、カモなどの水鳥が飛来・越冬しており、国設佐潟鳥獣保護区に指定されています。また、この佐潟及び周辺湿地は1996年には日本で10番目のラムサール条約登録湿地となっています。

このような場所において、今回建替が行われたものですが、建替にあたっては、自然環境・景観に配慮し、飛来してくる渡り鳥に極力影響を与えないようにする必要がありました。このため、観察舎の規模を抑え、総木造とし、基礎部分は松杭、構造材・造作材の大半は新潟県産スギを使用することとしました。また外観の色彩は周辺環境に十分調和するよう心がけました。

屋内観察室は水鳥の観察を考慮し、床面を周辺地盤面より高い位置に設定しています（周辺地盤面よりの高さ約1.7メートル）。また、屋上にも観察用デッキを設けています（周辺地盤面よりの高さ約4.2メートル）。

今後は、この施設が佐潟の自然環境にとけ込み、人と渡り鳥が共存できるステージとして機能していくことを期待しています。当施設は一般の方々に開放されていますので、興味のある方は、この機会に是非利用してみてください。



佐潟周辺航空写真（新潟市役所のホームページより）

<http://www.city.niigata.niigata.jp/info/kantai/sakata/>



外観



屋上 観察用デッキ

佐潟鳥獣保護区観察舎 建築概要

- 所在地：新潟県新潟市（佐潟公園内）
- 管理官署：環境省
- 構造規模：木造平屋建て（建築基準法上）
延べ床面積 約77㎡
- 竣工：平成17年9月



北陸地方整備局管内の国家機関の建築物等の保全の現況について

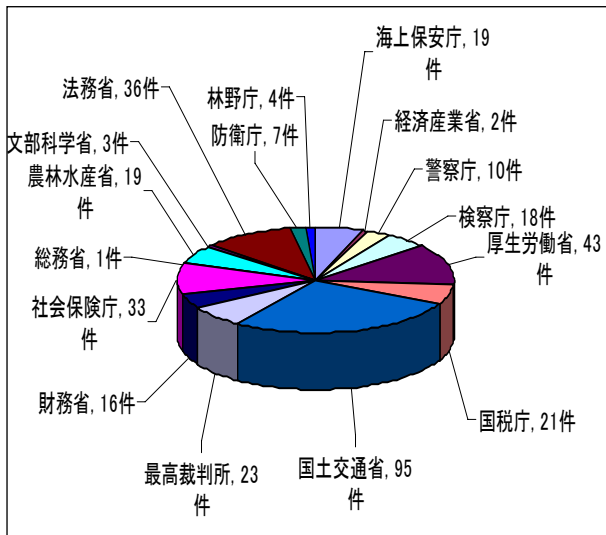


図1. 省庁別調査施設数（宿舎を除く）

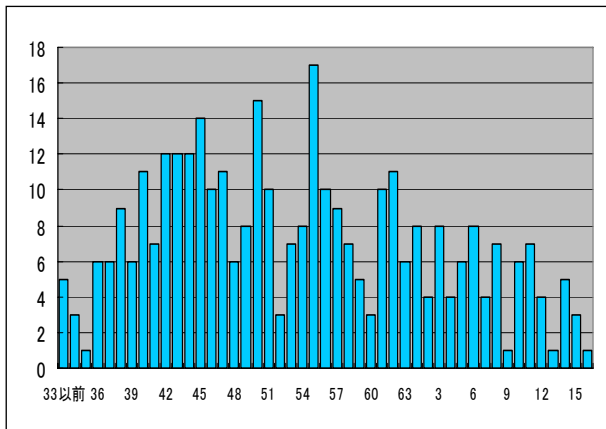


図2. 建築年次別施設数（宿舎を除く）

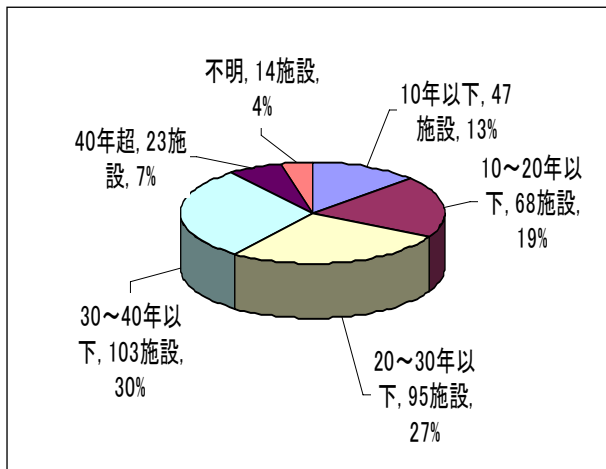


図3. 建築後経過年数毎の施設数（宿舎を除く）

【はじめに】

北陸地方整備局営繕部では、管内（新潟県、富山県、石川県）の国家機関について、毎年度「保全実態調査」を実施しています。これは、管内の建築物等に関する基礎データ、各施設毎の保全実施体制、建築物等の点検状況、衛生状況、エネルギー消費量などを把握することにより、各省各庁等、及び北陸地方整備局営繕部が保全施策を効果的に実施することを目的として実施しています。

今回は「平成16年度保全実態調査」結果について、その概要を報告します。

【調査対象施設の概要】

平成16年度より、国家機関全てを対象として調査を行っていますが、そのうち宿舎を除いた施設数は350、総延べ面積は約70万平方メートルという結果となりました。宿舎を除いた省庁別調査施設数は図1のとおりです。宿舎を除いた施設の総延べ面積は、新潟スタジアム10個分の面積に相当します。

図2に宿舎を除いた建築年次別施設数を示しています。これを元にして、図3に建築後経過年数毎の施設数を示しました。図3より、現在、築後30年を越える施設数は約37%を占めていることがわかります。現在の社会経済情勢を考えると、今後、新築は減り、建築物等の「高齢化」が進むことが予想されます。建築物は建築後においても、設備更新や屋根、外壁、必要に応じて内装等の改修が必要となります。特に、建築後30年を超過すると、大規模な修繕や大型設備機器の更新などが増えます。今後、より計画的な建物の保全計画・修繕計画の実施が求められます。

図4に施設規模ごとの施設数を示しました。北陸地方整備局管内（新潟県、富山県、石川県）においては施設数で見ると、延べ床面積

が1000平方メートル以下の施設が半数を超えることが分かります。

【調査結果について】

保全実態調査結果の一部を、図5に示します。宿舎を除く北陸地方整備局管内の施設について単純平均点を算出しています。全体的な傾向として、まず「①保全状況」の点数が50点に達していないことに気がつきます。反面「⑤施設状況2」の点数は80点を超えており、また「②定期点検1」、「③定期点検2」、「④施設状況1」については50点～70点程度ということがわかります。

【調査結果に関する考察】

調査結果については、保全実態に関して正確に把握できるものとは言えませんが、この結果と実地調査したいくつかの施設についての印象を総合することにより、ある程度の傾向をつかむことは可能であると考えています。

「①保全状況」の点数が低いということは、調査施設において、国土交通省が意図する保全業務実施体制等が十分にとられていないことを意味します。しかしながら、定期点検や施設状況に関する点数の全てが必ずしも低いとは言えないことから、保全実態の概要としては、体制等について十分に整えられていないながらも、十分とはいえない程度の施設保全関連業務は行われ、ほどほどの施設状態が保たれているという状況が浮かんできます。

災害や今後の社会経済情勢を考えた場合、やはり保全関連業務は適切に行う必要があります。そのためには、まず「①保全状況」の点数をあげることから始めるべきではないでしょうか。

【おわりに】

保全実態調査については、調査内容・記載方法等について理解が足りなかったり、単純

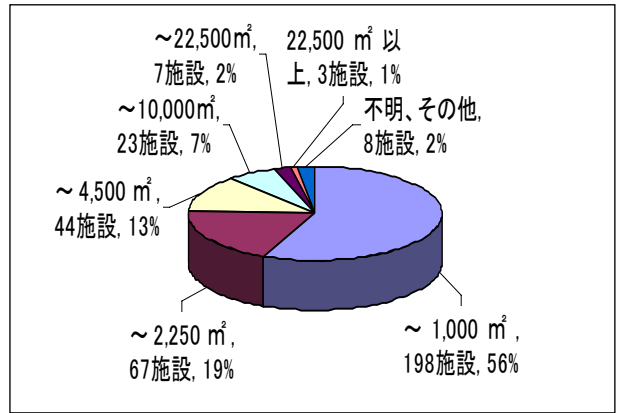
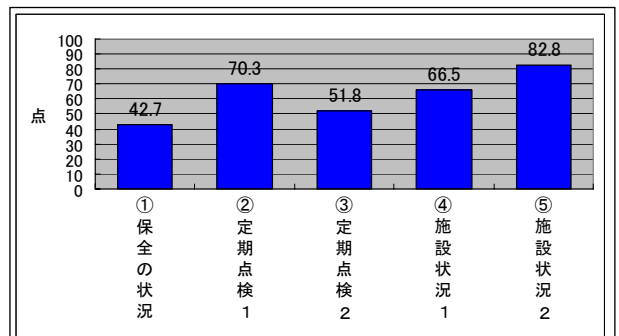


図4. 施設規模毎の施設数 (宿舎を除く)



①保全の状況

保全業務実施体制や保全計画等の整備状況。整備している場合には100点、一部整備している場合には50点、整備していない場合には50点。各調査項目の平均点を算出。

②定期点検 1

建物本体、設備機器、防災設備等を対象とした点検の状況。対象部位が有り点検をしている場合には100点、点検対象部位があり点検をしていない場合は0点、対象部位がない場合には評点の対象としませんが、全ての対象部位がない場合には100点とする。各調査項目の点数の平均点を算出。

③定期点検 2

水等の衛生状態や室内環境を対象とした点検 (検査・測定) の実施状況。点数の算出方法は定期点検 1 と同じ。

④施設状況 1

建築仕上げや排煙設備など建築・設備機器の状況について、問題ない場合には100点、一部問題がある場合には50点、問題がある場合には0点とする。各調査項目の平均点を算出。

⑤施設状況 2

照度測定や冷却塔の水質検査など衛生・環境の状況についての評価。点数の算出方法は施設状況 1 と同じ。

図5. 保全実態調査結果 (一部)

な記載ミスがあることも考えられています。北陸地方整備局としても、実際に記載を担当している方と直接話をさせて頂く機会を設け、各機関において適切な調査及び施設保全が行われるよう協力したいと考えています。



Q&A:「改正官公庁施設の建設等に関する法律」について質問します。



【法律関係】

Q 1. 「官公庁施設の建設等に関する法律」に規定する「国家機関の建築物」の範囲はどこまででしょうか。独立行政法人の施設については含まれるのでしょうか。

A 1. 「国家機関の建築物」とは国有財産の建築物すべてです。独立行政法人関係が所有する施設については対象外となります。なお、独立行政法人が管理又は使用している施設であっても国有財産であれば対象になります。

【政令関係】

Q 2. 政令により点検の対象と定められている「事務所その他これらに類する用途に供する建築物」とは、具体的にどのような建築物のことなのでしょうか。

A 2. ここでいう「事務所」とは、建築基準法で建築用途上「事務所」に分類される建築物を指し、居室の利用形態が、専ら執務の用に供される建築物のことです。また、「これに類する用途」とは、このような事務所に類似する用途を示すものです。建築物の名称とは関係なく実態上当該用途に供している建築物が該当します。

【告示関係】

Q 3. 保全基準の対象となる建築物の範囲はどこまででしょうか。

A 3. 国家機関の建築物及びその付帯設備のすべてが対象となります。

【点検資格者告示関係】

Q 4. 当該施設に点検資格者がいない場合はどのようにして点検をすればよいのでしょうか。

A 4. まず、上部機関等、貴組織内での資格者による点検の実施を検討して下さい。それでも対応できない場合は、資格を有する外部の者に委託することを検討する必要があります。

【運用関係】

Q 5. 外部委託に際し建築保全業務共通仕様書を適用している場合、「建築基準法」及び「官公庁施設の建設等に関する法律」で規定された定期の点検、及び支障がない状態を定期的に確認するための努力点検がすべて含まれると考えてよいのでしょうか。

A 5. 含まれると考えて差し支えありません。

公共建築相談窓口

■北陸地方整備局 営繕部 計画課

TEL 025-266-1171 (代表)

FAX 025-267-5041

e-mail pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

■北陸地方整備局 金沢営繕事務所 技術課

TEL 076-263-4585 (代表)

FAX 076-231-6369

受付時間 午前9:00~午後5:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

eメール、FAXは24時間受付

このQ&Aは、皆様からの質問・相談等を元につくっていきたいと考えています。質問・相談等ありましたら、どうぞお気軽に「公共建築相談窓口」までご連絡ください。



情報ヘッドライン

■平成17年9月、新潟第2合同庁舎が完成しました。（正式名称：新潟美咲（みさき）合同庁舎1号館）

■北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所では下記にて「官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

【新潟地区】

開催日：9月2日（金）

場 所：メルパルク新潟

主 催：北陸地方整備局営繕部
保全指導・監督室

【富山・石川地区】

開催日：10月13日（木）

場 所：金沢駅西合同庁舎

主 催：金沢営繕事務所

■平成17年11月10日（木）～11日（金）、「北陸地区官公庁営繕主管課長会議」が開催されます。

■毎年11月11日は公共建築の日、11月は公共建築月間です。新潟県、富山県、石川県内各地で、各種イベントが予定されています。

【新潟県内】

最終ページをご覧ください。

【富山県内】

講演会「記憶の継承」

日程・場所：11月29日（火） 北日本新聞ホール（ギャラリーでパネル展も同時開催）

講師：栗生明氏（千葉大学教授・建築家）

主催：富山県、富山県建設業協会

問い合わせ：富山県土木部営繕課

076-431-4111

【石川県内】

公開講座「金沢城復元「匠の技」セミナー」

日程・場所：11月13日（日） 石川県立生涯学習センター

内容：金沢城復元工事を実際に行った職人さん達による復元工事の伝統的在来工法の紹介
主催：石川県、石川の伝統的建造技術を伝える会

問い合わせ：石川県土木部営繕課

076-225-1781

★今回、小千谷税務署の復旧工事を記事として取り上げましたが、中越地震直後の官庁施設の状況については、『えいぜん通信@北陸2004-2005秋冬合併号』に記事を掲載しております。北陸地方整備局営繕部のホームページにバックナンバーがありますので、併せてご覧ください。

★「国家機関の建築物等の保全の現況」は、国土交通省ホームページの「官公庁施設」に掲載されております。どうぞ、ご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.mlit.go.jp/>

地球にやさしい公共建築をめざして

—北陸の風土と建築と地球環境—

環境問題については、ヒートアイランド現象等の都市環境に係わることから、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境に係わることまで多岐にわたりますが、その対策を推進することが急務となっています。

私たち建築に携わるものとして今何をしなければならないのか、北陸の風土と建築、建築と地球環境などについて考えてみたいと思います。

開催日：平成17年11月23日（水） 勤労感謝の日

主催：「公共建築の日及び公共建築月間」北陸地方実行委員会

共催：国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市

協賛：社団法人北陸建設弘済会

会場：新潟東急イン 3階

時間：13:30～16:00

定員：200名 先着順（入場無料）

次第：

1) 基調講演「環境としての建築」

長谷川逸子 長谷川逸子・建築計画工房（株） 主宰

2) パネルディスカッション

（パネリスト）

長谷川逸子 新潟市民芸術文化会館設計者

岩村 和夫 武蔵工業大学教授

伊藤 文吉 （財）北方文化博物館理事長・館長

増田 正一 北陸地方整備局営繕調査官

（コーディネータ）

赤林 伸一 新潟大学教授

3) 会場ホールにて雪室を利用した雪冷房システムや風力発電・太陽光発電など、公共建築の環境対策への取り組みをパネルにて紹介します。



平成17年11月発行 通巻5号

ホームページアドレス <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/>

編集：北陸地方整備局営繕部 電話025-266-1171（代表）FAX025-267-5041

金沢営繕事務所 電話076-263-4585（代表）FAX076-231-6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。

北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。